水俣市消防団応援の店実施要項

（趣旨）

第１条　[この要項](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#l000000000)は、地域防災力の向上を担う消防団員の確保を目的として、水俣市に存在する事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）が、水俣市消防団（以下「消防団」という。）に対して積極的に協力又は一定のサービス等を提供して消防団を応援する水俣市消防団応援の店（以下「消防団応援の店」という。）の登録に関し必要な事項について定めるものとする。

（登録）

第２条　水俣市消防団員（以下「団員」という。）に対しサービス等を提供しようとする事業所等は、水俣市消防団応援の店登録届（[様式第１号](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000096)）を市長に提出するものとする。

（表示証の交付）

第３条　市長は、消防団応援の店の登録を行ったときは、当該事業所に対し消防団応援の店表示証（[様式第２号](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000102)）（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第４条　消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

（１）表示証を交付された事業所等の見やすい場所

（２）パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行　　　う映像その他の広告物

（団員証の提示）

第５条　団員は、消防団応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、水俣市消防団員証（[様式第３号](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000102)）（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。

（禁止行為等）

第６条　団員は、団員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

　　団員は、退団した場合においては、速やかに団員証を水俣市消防団長に返却しなければならない。

（消防団応援の店の公表）

第７条　市長は、消防団応援の店の名称等を、市のホームページ等により公表することができる。

（登録の取消し）

第８条　市長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は消防団応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

　　市長は、[前項](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000065)の規定により登録を取り消したときは、速やかに表示証を返却させるものとする。

（変更等の届出）

第９条　消防団応援の店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、水俣市消防団応援の店登録変更・廃止届（[様式第４号](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000108)）を市長に提出するものとする。

　　市長は、[前項](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#e000000075)の規定による廃止の届出があったときは、速やかに表示証を返却させるものとする。

（委任）

第１０条　[この要項](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#l000000000)に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

[この要項](http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/q404RG00001014.html#l000000000)は、平成２９年４月１日から施行する。